

第3 主要施策の成果

3-1 成果の概要

3-2 主要事業の概要

1. 政策経営部

2. 総務部

3. 区民生活部

4. 保健福祉部

5. 都市整備部

6. 環境部

7. 教育委員会事務局

3-3 主な震災対策への取組

主要事業の概要の用語等について

「2. 総務部」には、
危機管理対策室、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 を含む。

特別会計 …… 特別会計の事業を示す。

【人件費を含めたコスト（参考）】

…… 歳出決算額に、行政評価における一人あたり平均人件費を基に算定した人件費相当額を加えた、総事業費として示した。

【成果指標】 …… 原則として平成24年度の実績及び目標数値を示す。

地方自治法第233条第5項の規定に基づき平成24年度における
主要な施策の成果を提出します。

平成25年9月

杉並区長 田 中 良

3-1 成果の概要

I 平成24年度 主要施策の成果について

1 平成24年度の社会経済情勢と区政の動向

○ 平成24年度の日本経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きがみられました。しかし、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となりました。年明けからは、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に下げ止まりが見られ、年度末には持ち直しの動きが見られるようになりました。その結果、平成24年度の国内総生産（GDP）は、実質で1.2%、名目で0.3%と2年ぶりのプラス成長となりました。

○ 区の平成24年度予算編成においては、納税義務者数の微減が見込まれるものの、年少扶養控除の廃止等により特別区税578億円（対前年度当初予算比3億円増）を、また、特別区財政交付金は、都区財政調整協議の結果に基づき339億円（同4億円増）を見込みました。こうした状況を踏まえつつ、区では、「区政の第一の使命は、区民福祉の増進にある」という考えの下、必要なサービスを持続的に提供するため、基金と区債をバランスよく活用し、財政調整基金から49億円（同3億円増）を取崩し、公共性が高く世代間の負担の公平につながる分野での活用を前提に特別区債（建設債）を50億円（同21億円増）発行することとしました。

平成24年度歳入決算では、特別区税は当初計画額を上回る599億円となり、対前年度決算比では17億円の増となりました。財政調整基金は、49億円を取崩したものの、決算剰余金等により80億円を積立てたことにより、年度末残高は31億円の増となりました。特別区債（建設債）は、公園や学校の整備事業等に充てるため52億円を発行しました。

○ 平成24年度は、新しい基本構想及び総合計画がスタートする極めて重要な年であり、平成24年度当初予算は、基本構想・総合計画を具体化する初年度の予算と位置づけて編成しました。

また、震災・減災対策の充実や災害時要援護者支援、待機児童解消対策など喫緊の課題に対応するための補正予算を編成しました。

主な成果について、総合計画の目標別に紹介します。

<目標① 災害に強く安全・安心に暮らせるまち>

防災まちづくり、耐震改修促進、区役所本庁舎施設整備、災害時要援護者支援対策、災害用医薬品・医療資材の管理、防犯対策の推進 など

<目標② 暮らしやすく快適で魅力あるまち>

狭あい道路拡幅整備、まちづくり施策の総合的推進、都市再生事業、産業支援の環境整備、就労支援・雇用促進、商店街支援 など

<目標③ みどり豊かな環境にやさしいまち>

公園等の整備、みどりを育てる、地域エネルギー対策の推進、ごみ減量運動、リ

サイクル活動の支援 など

<目標④ 健康長寿と支えあいのまち>

がん検診、救命救急体制の充実、放射能対策、長寿応援ポイント事業、高齢者保健福祉施策の推進、特別養護老人ホーム等の建設助成、認知症高齢者グループホームの建設助成、障害者地域生活支援事業、障害者グループホームの整備、ユニバーサルデザインのまちづくり推進 など

<目標⑤ 人を育み共につながる心豊かなまち>

安心して妊娠・出産できる環境づくり、認証保育所運営、杉並区保育室の運営、保育施設建設助成、特別支援教育（障害児教育）、阿佐谷南学童クラブの整備、次世代育成基金の運営、学校教育への支援、学校支援教職員、高井戸第二小学校の改築、井草中学校の改築、統合校の施設整備、新しい学校づくりの推進、大宮前体育館の移転改築、生涯スポーツ振興事業、文化・芸術の振興、国際・国内交流の推進、地域住民活動の支援 など

2 平成 24 年度決算の概要

(1) 予算編成方針

- 平成 24 年度は、基本構想が掲げる 10 年後の杉並区の将来像を実現するための 5 つの目標の達成に向けて、「安全・安心」「少子高齢化」「まちづくり」の分野に重点的に予算を配分しました。

また、防災まちづくりや少子高齢化に向けた対応など、行政需要が大きく増大していく中で、財政の健全性を確保しつつ、持続可能な財政運営を行っていく必要があることから、行財政改革基本方針において、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」を定め、財政運営に努めることとしました。

こうした認識の上に立って、平成 24 年度予算を「10 年ビジョン元年予算 一住宅都市『杉並』のさらなる発展に向けて」と位置づけました。

(2) 決算の特徴

- 平成 24 年度の一般会計及び特別会計の収支状況は、【表 1】【表 2】のとおりです。

- 一般会計

歳入総額の 1,682 億 5,745 万円に対して、歳出総額は 1,612 億 6,135 万円で、形式収支は 69 億 9,610 万円となっています。対前年比で、歳入は 83 億 5,159 万円の増(5.2%)、歳出は 81 億 6,235 万円の増(5.3%)、形式収支は 1 億 8,924 万円の増(2.8%)となりました。

歳入では、繰越金(11 億 2,249 万円減)、地方特例交付金(7 億 748 万円減)、財産収入(9,766 万円減)、地方譲与税(5,223 万円減)などが減となるものの、特別区債(29 億 7,263 万円増)、都支出金(20 億 4,134 万円増)、特別区税(17 億 2,293 万円増)、繰入金(12 億 4,795 万円増)、特別区財政交付金(8 億 9,652 万円増)、国庫支出金(5 億 7,673 万円増)などが増となったことにより、対前年度比で増となっています。

歳出では、公債費の減(21 億 3,617 万円減)、人件費の減(3 億 8,723 万円減)、補助費の減(1 億 3,138 万円減)などが減となるものの、普通建設事業費の増(46

億 4,631 万円増)、積立金の増(24 億 9,915 万円増)、繰出金の増(18 億 5,684 万円増)、物件費の増(9 億 2,399 万円)、扶助費の増(9 億 9,223 万円増)などが増となったことにより、対前年度比で増となっています。

なお、形式収支、実質収支とも黒字となっています。

【表 1】一般会計の収支状況 (単位：百万円、%)

区 分	平成 24 年度		平成 23 年度	
	決算額	対前年度比	決算額	対前年度比
歳入総額 A	168,257	105.2	159,906	99.0
歳出総額 B	161,261	105.3	153,099	99.6
形式収支 C(A-B)	6,996	102.8	6,807	85.8
翌年度へ繰り越すべき財源 D	82	102.5	80	14.5
実質収支 E(C-D)	6,914	102.8	6,727	91.2

※百万円未満四捨五入

【表 2】特別会計の収支状況 (単位：百万円)

区 分		国民健康保険 事業会計	用 地 会 計	介 護 保 険 事 業 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	中 小 企 業 勤 労 者 福 祉 事 業 会 計
歳 入	予 算 現 額	53,524	—	34,525	11,955	188
	収 入 済 額	53,314	—	34,027	11,804	179
	予 算 現 額 と 収 入 済 額 の 差	△210	—	△498	△151	△9
	収 入 率 (%)	99.6	—	98.6	98.7	95.2
歳 出	予 算 現 額	53,524	—	34,525	11,955	188
	支 出 済 額	51,899	—	33,381	11,512	61
	執 行 残 額	1,625	—	1,144	443	127
	執 行 率 (%)	97.0	—	96.7	96.3	32.4

※ 百万円未満四捨五入

(3) 財政の健全化と財政指標

○ 基本構想の実現に向けて、総合計画の中で「行財政改革基本方針」を定めるとともに、実行計画でその方針に基づく取組項目を定め、行財政改革に取り組みました。

○ また、平成 23 年度に実施した外部評価委員会による事務事業等の外部評価(杉並版「事業仕分け」)の結果を平成 24 年度予算に反映し、教職員研修所の廃止や保育施設の利用者負担の見直しなどを行いました。

① 基金について

平成 24 年度は、「区政の第一の使命は、区民福祉の増進にある」との考えの下、必要なサービスを持続的に提供していくため、基金と区債をバランスよく活用した財政運営を行うこととしました。

財政調整基金は 49 億円を取崩したものの、決算剰余金等により 80 億円を積立て、

年度末残高は255億円となり、平成23年度末残高に比べ31億円の増となりました。

施設整備基金については、井草中学校の改築や小学校の施設整備等のため28億円を取崩すとともに10億円を積立てた結果、平成24年度末の基金残高は、前年度末を18億円下回る58億円となっています。

② 特別区債残高について

区では、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」や「今後の財政運営のあり方についての基本的な考え方」を踏まえて、財政の健全性を確保しつつ、基金と区債をバランスよく活用しました。さらに、原則として赤字区債は発行せず、建設債については、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して発行しました。平成24年度は、公園等の整備（東京電力総合グランド跡地の取得）や統合校の施設整備や高井戸第二小学校の改築、大宮前体育館の移転改築等のために52億円の特別区債を発行した結果、平成24年度末の特別区債残高は190億円となり、前年度末に比べて38億円の増となっています。

以上のように、厳しい財政状況の下での財政運営の結果、主な財政指標は次のとおりです。

○ 経常収支比率

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度の82.7%を0.1ポイント上回る82.8%となりました。これは、分母となる特別区税や財政調整交付金などが増となったものの、分子となる扶助費などの経常経費充当一般財源等が同程度の増となったことによるものです。

○ 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す実質収支比率は、6.7%となり、前年度の6.2%を0.5ポイント上回りました。

○ 公債費比率

公債費比率は、1.4%となり、前年度の1.5%を0.1ポイント下回りました。

3 財政健全化法に基づく指標（健全化判断比率）

（1）地方公共団体の財政の健全化に関する法律

○ 平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）が制定されました。この法律は、現行の地方財政再建制度を抜本的に見直し、新たな財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政の早期健全化や再生のための新しい制度を整備することにより、地方分権時代にふさわしい地方の自己規律による財政の健全化を推進するものです。

○ この法律で新たに設けられた財政指標は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標です（この4指標を「健全化判断比率」といい、また、「将来負担比率」を除く3つの指標を「再生判断比率」といいます。）。健全化判断比率のいずれかが一定基準（この基準を「早期健全化基準」

と言います。) 以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない、また、再生判断比率のいずれかが一定基準（この基準を「財政再生基準」と言います。）以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされています。

「財政の早期健全化」段階は、各自治体の自主的な改善努力による財政の健全化を行なう段階ですが、更に財政状況が著しく悪化した「財政の再生」段階になると、財政再生計画に総務大臣の同意を得ていない場合には、一定の事業を除き、地方債の起債制限を受けるほか、財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等の措置を勧告できるなど、国等の関与による確実な再生を担保すべき段階とされております。

(2) 健全化判断比率

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率は、【表 3】のとおりです。

【表 3】 (単位：%)

	杉並区	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－	11.25	20.00
② 連結実質赤字比率	－	16.25	30.00
③ 実質公債費比率	△5.2	25.0	35.0
④ 将来負担比率	－	350.0	

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。対象となる会計は、一般会計と中小企業勤労者福祉事業会計です。

平成 24 年度一般会計等の実質収支額は 70 億 3,240 万 6 千円の黒字であり、計算上の比率はマイナス 6.66%となりますが、実質赤字額がないため「－」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は 11.25%、財政再生基準は 20%となります。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。対象となる会計は、一般会計等のほか、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の 3 つの特別会計です。

平成 24 年度の連結の実質収支額は 93 億 8,482 万 5 千円の黒字であり、計算上の比率はマイナス 8.88%となりますが、連結実質赤字額がないため「－」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は 16.25%、財政再生基準は 30%となります。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3 カ年の平均）です。

平成 24 年度の実質公債費比率はマイナス 5.2%となりました。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%となります。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

平成 24 年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回ることから分子がマイナスとなり、計算上の比率はマイナス 112.4%となりますが、将来負担額がないため「－」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は 350%となります。

4 今後の財政運営に向けて

- 国は、我が国の経済動向について、いわゆるアベノミクスによって市場の期待が大きく変化し、デフレ予想は払拭されつつあり、実体経済面でも、個人消費を中心に景気は着実に持ち直しているとし、平成 25 年度の国内総生産（GDP）の実質成長率は、前年度の 1.2%を上回る 2.5%程度に、名目成長率も前年度の 0.3%を大きく上回る 2.7%程度に達するものと見込んでいます。今後は、景気回復と連動して実質賃金が上昇し、雇用の拡大が図られていくかが課題となっています。

一方で、欧州政府債務問題、アメリカにおける財政問題、中国経済の先行きなどによる海外景気の下振れが、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、依然、予断を許さない状況が続くものと考えられます。

区財政においては、平成 19 年度から続いていた税収減が、平成 24 年度は増加に転じましたが、生活保護費が対前年度 5.2%増となるなど、扶助費は依然として増加傾向にあります。

今後、景気が回復したとしても、区税収入に反映されるまでには、一定のタイムラグがあることから、区財政は、引き続き厳しい状況が続くものと考えます。こうしたことから、区では、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」や行政経営懇談会の助言のもとにまとめた「今後の財政運営のあり方についての基本的な考え方」などにに基づき、引き続き健全な財政の運営に努め、区民福祉の充実に取り組みます。

○ 都区財政調整協議

平成 25 年度の都区財政調整協議は、復興需要等により景気回復が期待されるものの、欧州政府債務危機などに伴う世界景気の減速等を背景に、回復の動きに足踏みが見られることから、引き続き厳しい財政状況が見込まれる中で行われました。

今年度の協議では、特別交付金のあり方や都市計画交付金の拡充等の現行制度上の諸課題の解決に加え、平成 10 年度以来となる投資的経費の見直しとともに、依然として厳しい財源状況にどのように対応するかが焦点となりました。

協議の結果、新規算定は、区営住宅維持管理費の 1 項目、算定改善等は、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金など 49 項目、その他、投資的経費の見直しなど 4 項目が反映されることとなりました。また、投資的経費の見直しに伴い、特別交付金の算定ルールの一部見直しが行われました。

今後の都区のあり方については、都区協議会の下に「都区のあり方検討委員会」が設置され、平成 19 年 1 月以降、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政

制度の3点が検討されてきました。都区の事務配分については、検討対象とした444項目について方向性付けが終了し、53事業について特別区に移譲可能とするなど、一定の整理がされましたが、具体化に向けた検討については今後の課題となっています。

都区制度改革は道半ばの状況にあります。他方で、国から地方への税財源移譲の問題は未だ解決していません。区は、区の自主的・自律的な行財政運営を可能とする真の自治・分権改革の実現と今後の都区制度改革の推進に取り組みます。

○ 区民福祉の向上と財政運営

基礎自治体としての区の使命は、「住民の福祉の向上」にあります。財政はそのための手段であり、財源を効率的、効果的に活用してこそ、最少の経費で最大の効果を上げることができるものです。

区は、財政運営のルールを踏まえ、保育などの喫緊の区民ニーズに的確に対応するとともに、計画事業を着実に推進してきました。その結果、平成24年度決算における経常収支比率や公債費比率などの財政指標をはじめとして、財政健全化法に基づく指標（健全化判断比率）や、他団体と比較できる普通会計ベースでのプライマリーバランス（基礎的財政収支）においても34億円のプラスとなるなど、財政の健全性を確保することができました。

一方、総務省が示している新地方公会計の「基準モデル」に基づくプライマリーバランス（普通会計）は、マイナスとなっています。この理由は、基準モデルのプライマリーバランス算出上は、決算剰余金を算入しないなど、算式の違いがあることや、東京電力総合グランド跡地の取得費、さらには高井戸第二小学校や大宮前体育館の改築経費など区民福祉の向上に必要な固定資産形成支出が増加したことによるものです。

区では、基準モデルに基づく指標も財政運営上、留意しつつ、施設の再編整備、耐震化、長寿命化などの必要な投資事業、首都直下地震への備え、少子化・高齢化に対応した福祉施策の充実など、区民生活にとって欠くことのできない事業の推進に努めていきます。